

分類

編
年
卷二

政綱門 二上
統計調査
雜載

国立公文書館	
分類	
配架番号	2 A
	1 2
	2281

閣下第一二六號

昭和十五年四月七日

閣議決定昭和十五年四月十六日施行
昭和十五年四月十七日

內閣總理大臣

▲

內閣書記官長



內閣書記官

外務大臣

▲

陸軍大臣

▲

文部大臣

▲

遞信大臣

▲

厚生大臣

內務大臣

▲

海軍大臣

▲

農林大臣

▲

鐵道大臣

▲

大藏大臣

▲

司法大臣

▲

商工大臣

▲

拓務大臣

▲

別紙國民精神總動員機構改組要綱
右閣議ニ供ス

通牒案

昭和十五年四月十六日

內閣書記官長

各省大臣

內閣情報部長

—宛(各省)—

國民精神總動員機構改組要綱別
紙通閣議決定相成候條依命此段
及通牒候

內

閣

及 運 動 部
 後 一 運 動 部 長 官 民 一 體
 國 民 一 體 運 動 部 長 官 民 一 體

也 運 動 部 長 官 民 一 體

(次 長)

也 運 動 部 長 官 民 一 體

年 月 日

運 動 部 長

極 機

國民精神總動員機構改組要綱案

一 名 稱

國民精神總動員

但此ノ際人心ヲ一新スル爲メ之ヲ變更スルヲ可トストノ有力ナル
 意見ナリ

三 中央機構

(一) 運動本部

官民一體ノ運動本部ヲ設ク

(二) 會 長

本部ノ會長ハ内閣總理大臣トス

(三) 副會長

副會長ハ內務大臣及本部ノ理事長ヲ以テ之ニ充ツ

(四) 顧問

問

國務大臣其ノ他名士ヲ委嘱ス

(四) 理事

理事ハ内閣書記官長、法制局長官、企畫院總裁、内閣情報部長、各省次官、貴衆兩院議員、新聞代表者、有力民間團體代表者等ヲ以テ之ニ充テ、中若干名ヲ常任理事トス

(六) 理事長

民間人ヲ以テ理事長ニ充ツ

(七) 參 與

關係官吏、貴衆兩院議員、新聞代表、民間團體代表者竝ニ各道府縣本運動關係者中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

(八) 事務局

局長ハ理事長ヲ以テ之ニ充ツ

ルコトヲ得

關係官吏ヲ事務局職員トシテ委嘱スルコトアルモノトス

三 地方機構

(一) 知事ヲ會長トスル道府縣運動本部ヲ設ケ其ノ機構ハ概ネ中央機構ニ準ズ

(二) 郡市ニ聯絡機關ヲ設ク

(三) 市町村ニ於ケル實踐網ヲ強化ス